

令和 8 年 1 月 30 日

株主の皆様へ

マーチャント・バンカーズ株式会社

第 102 期期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社が、令和 7 年 12 月 12 日開催の取締役会において第 102 期期末配当として当社普通株式 1 株当たり 2 円をお支払いすることを決議し令和 8 年 1 月 30 日よりお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「その他資本剰余金」でありますので「資本の払い戻し」に該当いたしますが、「みなし配当」は発生いたしません。そのため、その取扱い等について、ご案内させていただきます。

具体的な取得価格の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算につきましては、株主の皆様個々のご事情によって異なりますので、次頁の「今回の配当金の税務上のお取り扱いについて」をご高覧いただきましたうえで、大変お手数ですがお取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の取得価格の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。また、今回の配当金は配当所得ではないため、配当控除の対象とはなりませんので、確定申告の際はご注意ください。

敬具

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取り扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様個々のご事情によって対応が異なりますので、全てを網羅するものではありません。具体的な税務上のお手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいますようお願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価格」の調整式を記載しておりますので、保管くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

このご説明は当社ホームページ <http://www.mbkworld.co.jp> 上にも掲載いたします。

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、同法第25条等）

- ・今回の当社の配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。（「みなし配当」にも該当いたしません。）
- ・配当所得ではありませんので、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもならないため、確定申告の際にはご注意ください。
- ・今回の当社配当金は、資本の払戻に該当いたしますが、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生する場合がありますのでご留意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11）

- ・税法上の規定により、株主の皆様に「みなし譲渡損益」が発生する場合があります。
- ・以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価格」を控除した金額が、譲渡取得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。（純資産減少割合は（4）（5）をご参照ください。）

$$\begin{aligned} \boxed{\text{①収入金額とみなされる金額}} &= \boxed{\text{払戻し等により取得した金銭等の価格の合計額}} \\ \boxed{\text{②取得価格}} &= \boxed{\text{従前の取得価格の合計額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合}} \\ \boxed{\text{みなし譲渡損益 (①-②)}} &= \boxed{\text{①収入金額とみなされる金額}} - \boxed{\text{②取得価格}} \end{aligned}$$

[例] 当社の株式を1株当たり220円で1,000株購入していた場合

$$\begin{aligned} \text{①収入金額とみなされる金額} &= 2 \text{円} (1 \text{株当たり配当額}) \times 1,000 \text{株} = 2,000 \text{円} \\ &\quad (\text{円未満切り捨て}) \\ \text{②取得価格} &= (220 \text{円} \times 1,000 \text{株}) \times 0.014 = 3,080 \text{円} \\ &\quad (\text{円未満切り上げ}) \\ \text{「みなし譲渡損益」} &= \text{①} 2,000 \text{円} - \text{②} 3,080 \text{円} = \triangle 1,080 \text{円} \\ &\quad (\text{この場合はみなし譲渡損}) \end{aligned}$$

※「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡益」の課税については、特定口座での計算対象ではありませんので、原則として確定申告が必要となります。計算対象とする証券会社もございますので、お取引の証券会社にご確認お願いいたします。

- ①特定口座の源泉徴収口座の方はお取引の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせ下さい。
- ②上記①以外の特定口座の方及び一般口座の方は、「みなし譲渡損益」が発生した場合、原則として確定申告が必要となります。所得状況等により申告不要とされる場合もございますが、株主様個々のご事情により異なってまいりますので、最寄りの税務署、税理士等にご相談下さい。

(3) 取得価格のお取扱いについて（所得稅法施行令第 114 条第 1 項）

- ・税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価格が調整されます。
- ・調整式は以下の通りです。（純資産減少割合は（4）（5）をご参照ください。）

1 株当たりの新しい取得価格

=

1 株当たりの従前の取得価格

-

1 株当たりの従前の取得価格
×純資産減少割合

[例] 当社の株式を 1 株当たり 220 円で 1,000 株購入していた場合。

$$\text{「新しい取得価格」} = (220 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 円}) - (220 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 円} \times 0.014) = 216,920 \text{ 円}$$

(円未満切り上げ)

※「特定口座」をご利用の株主様の場合、お取引証券会社が取得価格の調整を行う場合もございますので、お取引の証券会社にご確認下さい。

※「特定口座」をご利用出ない場合には、上の計算式より取得価格を調整していただく必要があります。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得稅法施行令第 114 条第 5 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得稅法施行令 第 61 条第 2 項第 4 号に規定する場合)	0.014 (小数点以下 3 位未満切上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人稅法施行令第 23 条第 4 項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった 法人稅法第 24 条第 1 項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	令和 8 年 1 月 30 日
みなし配当額に相当する金額の 1 株当たりの金額	該当しません

法人税法施行令第 119 条の 9 第 2 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る法人税法施行令第 23 条第 1 項第 4 号に規定する割合)	0.014 (小数点以下 3 位未満切上げ)
減少した資本剰余金の額	62,172,354 円

2. 本件に関するご照会先

(1) 「本説明書」についての一般的なご照会

三井住友信託銀行

証券代行部：0120-782-031

受付時間：午前 9：00～午後 5：00

(土日祝日等銀行休業日を除く)

(2) 株主様各位の取得価格の調整に関する具体的なご照会

お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談下さい。

(3) 税務申告に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

以上